

ンなどの分野において、音に関する問題を取り扱う際にサウンドスケープの発想を避けて通ることはできない。

→サウンドスケープについては、参考文献 [18] ~ [20] も参照。

→→「日本サウンドスケープ協会」のホームページ（参考 URL [4]）も参照

→→環境省「残したい日本の音風景100選」（参考 URL [10]）

3. 地域の騒音（→参考 URL [5] ~ [9] なども参照）

騒音＝「聞いた人が好ましくない、もしくは望ましくないと思う音」（物理的要素だけでなく、

| 主観的・心理的な要因も関与している。）

| 具体的には、

| ①大きすぎる音、②音質の不快な音、③思考・作業・睡眠などの生活の妨げになるような音、④感情的に嫌悪感を抱く音、⑤音が出てはいけないところで出る音、など。

|

|— 外部騒音＝「航空機、交通機関、工場、工事現場などのように建物外部から侵入してくる騒音」

|— 内部騒音＝「設備、工場の機械、人声など建物内部で発生する騒音」

⇒「静けさ」とは？

→自然との対話の中で感じるような静けさ。

→→定量的（理性的）であり、感覚的（感性的）であり、心理的（悟性的）なものかもしれない。

⇒参考文献 [4] も参照。

3. 1 騒音源

- ・航空機騒音
- ・鉄道騒音（→参考 URL [5] ~ [6] などを参照。）
- ・道路交通騒音（自動車交通騒音）
- ・工場や作業場騒音
- ・建築作業騒音
- ・近隣妨害（近隣騒音とも言う。生活騒音を含む。）

→様々な騒音対策がある

3. 2 音源の形状

- ・点音源：航空機の騒音のように、音源までの距離が十分に遠く、点とみなされるものを点音源と呼ぶ。
- ・線音源：車が絶え間なく通っている道路は、道路全体を音源と見なすことができ、このようなものを線音源と呼ぶ。
- ・面音源：広範囲にわたる騒音源、例えば、広い工場全体が騒音源である場合などは、面音源と呼ぶ。

3. 3 音源の時特性

騒音は、その時特性（時間的な変化の特徴）により、次のように分けられる。

- 音の断続性⇒連続音、断続音、間欠音
 - 音のレベル変化⇒定常音、変動音、衝撃音
- 両者を組み合わせて、連続音の定常音などと呼ぶ。

3. 4 騒音規制法（昭和43年法律第98号）の概要（最終改正：平成26年6月18日法律第72号）⇒注）以下、3. 7までの法律などについては、参考文献〔5〕を参照。

（1）目的

騒音規制法は、工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる騒音について必要な規制を行うとともに、自動車騒音に係る許容限度を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的とする。

（2）工場・事業場騒音の規制

騒音規制法では、機械プレスや送風機など、著しい騒音を発生する施設であって政令で定める施設を設置する工場・事業場が規制対象となる。

具体的には、都道府県知事等が騒音について規制する地域を指定するとともに、環境大臣が定める基準の範囲内において時間及び区域の区分ごとの規制基準を定め、市町村長が規制対象となる特定施設等に関し、必要に応じて改善勧告等を行う。

（3）建設作業騒音の規制

騒音規制法では、くい打機など、建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音を発生する作業であって政令で定める作業を規制対象としている。

具体的には、工場騒音と同様に都道府県知事等が規制地域を指定するとともに、環境大臣が騒音の大きさ、作業時間帯、日数、曜日等の基準を定めており、市町村長は規制対象となる特定建設作業に関し、必要に応じて改善勧告等を行う。

